

鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中心市街地の賑わい創出と活力の向上に資するイベントを開催する事業に対し補助することにより、中心市街地の集客の増加や地域コミュニティの充実を図るとともに、事業の企画立案等を通じた人材育成を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「中心市街地」とは、鳥取市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月17日内閣総理大臣認定）で定める中心市街地をいう。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1の第1欄に掲げるものとする。

(補助事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1の第2欄に掲げる事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 他の補助金等を受けて実施する事業
- (2) 営利又は私的な利益を目的とする事業
- (3) 宗教的、政治的な活動を目的とする事業
- (4) 事業の効果が特定の個人、グループのみに帰属する事業

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費とし、補助事業者が一般課税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を補助対象外とする。

(補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費に別表第1の第2欄で定める事業の区分に応じ、同表の

第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に定める額を上限とする。

- 2 本補助金以外に当該事業に係る収入があり、当該収入と本補助金の合計額が補助対象経費を超過する場合は、本補助金から当該超過額を控除した額を上限とする。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に規定する書類は、事業実施計画書(様式第1号)、収支予算書(様式第2号)、申請者概要書(様式第3号)及び仕入控除税額に係る届出書(様式第4号)とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 規則第12条の申請書に添付すべき同条第4号に規定する書類は、事業実施報告書(様式第5号)、収支決算書(様式第6号)及び仕入控除税額に係る届出書(様式第4号)とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 事業者	2 補助事業		3 補助率	4 限度額
鳥取市民又は鳥取市に主たる事務所を有する団体	賑わい創出イベント開催事業	中心市街地内におけるイベント開催事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの	4／5	20万円
新鳥取駅前地区商店街振興組合	市道駅前太平線賑わい空間活用事業	市道駅前太平線又は市道駅前太平線を中心に鳥取駅周辺エリア一帯で実施する事業で、集客力、回遊性、滞在性、経済活力の向上に資するもの	4／5	200万円

別表第 2（第 6 条関係）

経費区分	内 容	備 考
報償費	出演者等に対する謝金、参加記念品等	参加記念品は、不特定多数の者に配布し、本市の P R や地産地消に資する単価 2 0 0 円以内のものに限り、参加記念品に係る報償費の上限は 4 万円とする。
旅費	出演者等に対する旅費	交通費及び宿泊費とし、宿泊費については、スケジュール等の都合上宿泊がやむを得ない場合に限る。
消耗品費	事務用品及びイベント用の消耗品	単価 1 万円以内のものとする。ただし、景品及び食材に係る経費は対象外とする。
広告宣伝費	チラシ、ポスターの作成 その他広告費等	
雑役務費	警備員・アルバイトスタッフ等賃金、保険料、振込手数料、駐車場代等	事業主体の構成員等に係る賃金及びまちづくり協力金は対象外とする。 駐車場代は運営スタッフ及び運搬車両等の利用分に限る。ただし、広告等において駐車サービス券の配布を周知する場合に限り、一般参加者の利用分を対象とすることができるものとし、駐車場代は 1 事業につき 2 万円を上限とする。
委託費	イベント等の運営に係る委託料	委託費用の内訳を明らかにすること。ただし、委託費のうち、景品及び食材に係る経費は対象外とする。
使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、会場設営及び備品・機材等のレンタル費用	ただし、通行規制に伴う駐車場料金の補填等の事業者補償は対象外とする。
光熱水費	イベント等の運営に係る光熱水費	
その他市長が必要と認める経費		

様式第 1 号（第 8 条関係）

鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金 事業実施計画書

事業の名称	
事業実施場所	
事業期間	
事業内容	
創意工夫	

様式第 2 号（第 8 条関係）

鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金 収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

費目	予算額	摘要
補助金		
自己資金		
合計		

【支出の部】

（単位：円）

費目	予算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
広告宣伝費		
雑役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
光熱水費		
合計		

様式第 3 号（第 8 条関係）

鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金 申請者概要書

申請者	
代表者	
所在地	
設立年	
団体の目的	
構成員数	
主な構成員	
主な活動実績	

様式第4号（第8条、第11条関係）

仕入控除税額に係る届出書

仕入控除税額について、下記のとおり届け出ます。

所 在 地	
商号又は名称	
代表者職氏名	
登 録 番 号	申請者（補助事業者）が一般課税事業者である場合は、登録番号を記入してください。
仕入控除額がない理由	申請者（補助事業者）が一般課税事業者でない場合は、当てはまるものにチェックしてください。 ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。 ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない（※1）。 ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。 ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない（※2）。 ☐ その他（ ）
添 付 書 類	上記で（※1）または（※2）にチェックした場合は、チェックしたものにに応じて以下の書類を添付してください。 ☐ （※1）の場合 本補助事業を実施した期間を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し ☐ （※2）の場合 特定収入割合がわかる書類
届 出 の 時 期	☐ 交付申請時 ☐ 実績報告時

様式第 5 号（第 11 条関係）

鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金 事業実施報告書

事業の目的	
事業内容	
事業の名称	
事業実施場所	
事業実施日程	
事業内容	
事業の効果	
来場者数	人

様式第 6 号（第 11 条関係）

鳥取市中心市街地賑わい活力向上事業補助金 収支決算書

【収入の部】

（単位：円）

費目	予算額	摘要
補助金		
自己資金		
合計		

【支出の部】

（単位：円）

費目	予算額	摘要
報償費		
旅費		
消耗品費		
広告宣伝費		
雑役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
光熱水費		
合計		

※支出先及び金額が書類を添付してください。